

上三川町エネルギー価格等高騰対策支援金

エネルギー価格等（燃料費、光熱費、原材料費等）の高騰の影響を受け厳しい状況にある町内中小企業者に対し、支援金を交付します。

主な交付要件

要件 1

- 対象月の**原材料価格・仕入価格・電気代・ガソリン代等の経費が、**基準月と比べて**10%以上増加していること。**

要件 2

- 対象月の**「売上高」または「付加価値額」が、**基準月と比べて**10%以上減少していること。**

対象月…令和4(2022)年4月～12月のうち、任意の3か月

基準月…令和元(2019)年～令和3(2021)年のうち、いずれかの年の対象月と同じ3か月

付加価値額…営業利益に、人件費と減価償却費を加算した額



「栃木県中小企業者物価高騰等対策支援金」の支給要件を満たす場合は、県が支給する支援金の申請を優先してください。

交付限度額 ※申請は1回限り

中小法人等

10万円

個人事業者

5万円

交付額 = 基準月の売上高の合計 - 対象月の売上高の合計

※売上高減少の確認時に「付加価値額」を用いた場合は、「売上高」に代えて「付加価値額」を用いること。

申請方法 **申請書類一式を郵送する**

送付先 〒329-0696

栃木県河内郡上三川町しらさぎ一丁目1番地

上三川町役場 商工課 商工振興係

申請期限 令和5年3月15日(水)

お問合せ先 ☎ 0285-56-9150

申請にあたっては、かならず【申請要領】をご確認ください。

対象となる事業者 町内に主たる事業所を有する中小企業者

対象となりうる者	対象とならない者
<ul style="list-style-type: none">● 会社（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、特例有限会社）● 士業法人● 個人事業者（商工業者に限る）	<ul style="list-style-type: none">● 社会福祉法人● 医療法人● 特定非営利活動法人● 一般社団（財団）法人● 公益社団（財団）法人● 学校法人● 農事組合法人● 農業法人（会社法の会社または有限会社含む）● 組合（農業協同組合、生活協同組合、中小企業等協同組合法に基づく組合等）● 個人農業者● 個人開業医（歯科医含む） 等

特例措置について 以下の特例措置があります。

併給特例 「栃木県中小企業物価高騰等対策支援金」を受給した方で、算出した申請額が県の支給限度額を上回った方に対する特例措置

新規開業特例 令和3(2021)年10月～令和4(2022)年3月の間に開業した方に対する特例措置

必要となる書類

申請様式の他に、**確定申告書類、経費の増加を確認できる書類の写し、売上の減少を確認できる書類の写し**などが必要です。

申請様式の入手方法

1 町ホームページからダウンロードする。

上三川町 エネルギー価格等高騰対策支援金



2 上三川町役場 3階 商工課、または 上三川町商工会で入手する。（平日のみ）